ジュニアグローバル研修事業実施要綱

1 目的

この事業は、次代を担う市内の中学生を姉妹都市、友好都市等に派遣することにより、次に掲げる目標を達成することを目的とする。

- (1) ハイスクールや大学における研修や政府系機関等への訪問を通して、国際感覚を 体験することにより、国際的に活躍できる人材を養成すること。
- (2) 宇部市と派遣先の市との交流を図り、もって友好親善と相互理解を深めること。

2 主催

この事業は、宇部市及び宇部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が主催する。 ただし、姉妹都市ニューカッスル市が派遣先となる場合は、宇部市・ニューカッスル市 姉妹都市友好協会(以下「友好協会」という。)が主催に加わるものとする。

3 派遣研修期間及び日程

派遣研修の期間及び日程は、派遣先ごとにその都度定める。

4 派遣研修内容

- (1) 派遣先市の一般家庭にホームステイし、外国の生活文化を体験する。
- (2) 学校教育活動に参加し、派遣先市の青少年との親交を広げる。
- (3) 大学や政府系機関への訪問を通じ、国際人としての態度や素養を学ぶ。
- (4) 宇部市民の代表として、両市民の友好促進を図る。
- (5) 交流する派遣先の市民に対し、宇部市の魅力を伝える。

5 派遣人員

- (1) 派遣生徒数は、予算の範囲内で決定する。
- (2) 引率者は、2人程度とし、主催者又は中学校教諭から選定する。

6 応募資格

- (1) 宇部市に居住する市民で、市長が指定する中学校に在学する者
- (2) 健康状態が良好で、長期旅行、滞在に耐えられる者
- (3) 協調性が豊かで、両市の親善に貢献できる者
- (4) 海外に向けて宇部市の魅力発信ができる者
- (5) 以前に同種の事業により海外に派遣されたことがない者

7 応募書類

- (1) 市指定の参加申込書
- (2) 在籍する学校長の承諾書

- (3) 保護者承諾書・申込者誓約書
- (4) 課題作文

8 応募方法

応募しようとする者は、事務局に応募書類を郵送または持参するものとする。

9 派遣生徒等の決定

- (1) 派遣生徒は、応募した者のうちから、選考委員会の審査を経て主催者が決定する。
- (2) 引率者は、主催者が決定する。

10 選考委員会

選考委員会に関する事項は、別に定める。

11 経費

派遣研修に要する経費について、派遣生徒については旅費の一部を、引率者については旅費の全額を宇部市が予算の範囲内で助成する。

12 補償

主催者は、派遣にかかる事故等に対し補償はしないものとし、派遣期間中は指定する海外旅行傷害保険に派遣生徒及び引率者を加入させるものとする。

13 事務局

この事業の事務局は、宇部市観光スポーツ文化部観光交流課内に置く。

14 その他

この要綱のほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年2月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 市は、この要綱の施行後3年以内に、補助金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。